

# 令和 3 年度からの検討項目

総務省消防庁危険物保安室

## 令和3年度からの検討項目

	検討分野	検討項目	結果等
1	設置できる 用途・建築物	給油取扱所に設けることができる建築物の用途の整理	前年度の検討を踏まえ、今年度も検討を行う。 ⇒資料1-2
2		屋外給油取扱所に給油等の業務を行わない建築物を設ける場合の安全対策	前年度の検討を踏まえ、今年度も検討を行う。 ⇒資料1-3
3	営業時間外 における使用	営業時間外における他の業務での使用	必要な安全措置を講じた上で、営業時間外に給油空地等の危険物を取り扱う部分以外の部分を他の業務に使用することを認めることとする。(R3第2回検討会)
4	危険物の取扱い	固定給油設備からガソリンを容器へ詰替える場合の安全対策の明確化	「大阪市北区ビル火災を踏まえた今後の防火・避難対策等に関する検討会」の結論を踏まえ、今年度も検討を行う。⇒資料1-4
5		荷卸し中の固定給油設備等の使用	コンタミ防止装置が設けられていることや、荷卸し作業への立会い等を予防規程に定めることで使用を認めることとする。(R3第3回検討会)
6		固定給油設備から軽油を車両に固定したタンクへ注入	車両に固定したタンクの上部から注入するときは、注入管を用いる等の安全対策を講じることで認めることとする。(R3第2回検討会)

## 令和3年度からの検討項目

	検討分野	検討項目	結果等
7	設備の設置	尿素水溶液供給機の設置	可燃性蒸気対策や車両衝突防止対策を講じた上で、法令に位置付ける。(R3第3回検討会)
8		屋内給油取扱所における急速充電設備の設置	前年度の検討及び今年度実施したシミュレーション結果を踏まえ、今年度も検討を行う。⇒資料1-5
9	法令の解釈	自家用給油取扱所における固定注油設備の設置に関する解釈	設置できることを明確化する。(R3第2回検討会)
10		給油取扱所での「自動車等(水上オートバイや発電機等)」への給油に関する解釈	水上バイクや発電機等の危険物を消費する「燃料タンク」に給油できることを明示する。(R3第2回検討会)
11		燃料タンクに危険物を収納した「自動車等」の輸送に関する解釈	危険物の運搬にはあたらないことを明示する。(R3第2回検討会)